



ひと、くらし、
みらいのために
厚生労働省

Niigata Labour Bureau

新潟労働局

Press Release

報道関係者 各位

令和3年8月5日

【照会先】

新潟労働局 労働基準部 賃金室

室長 井上一英

課長補佐 田中明

TEL : 025-288-3504

令和3年度新潟県最低賃金の改正決定について 新潟地方最低賃金審議会答申

新潟地方最低賃金審議会(会長:永井 雅人)は、新潟労働局長(局長:岩瀬 信也)に対し、新潟県最低賃金を28円引き上げて、時間額859円に改正するのが適当であるとの答申を行いました。

- 1 本年7月6日、新潟労働局長から新潟地方最低賃金審議会に対し諮問を行った新潟県最低賃金(地域別最低賃金)の改正について、同審議会は審議の結果、8月5日、現行の最低賃金の時間額831円を28円引き上げ(引き上げ率 3.37%)て、859円に改正することが適当である旨の答申を行いました。
- 2 この「28円」の引き上げ額は、中央最低賃金審議会の「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」において示された目安どおりの金額です。
- 3 新潟労働局としては、この答申を踏まえ、本年度の新潟県最低賃金の改正にかかる手続きを進めてまいります。

【参考；新潟県最低賃金額及び対前年度上昇率、上昇額】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
最低賃金額	778円	803円	830円	831円	859円
対前年度上昇率	3.32%	3.21%	3.36%	0.12%	3.37%
対前年度上昇額	25円	25円	27円	1円	28円